

## II 業務概要

- 1 生活保護
- 2 介護保険
- 3 障害者福祉
- 4 母子及び父子並びに寡婦福祉
- 5 児童福祉
- 6 地域福祉
- 7 配偶者暴力相談支援
- 8 生活困窮者自立支援



児童福祉週間 こいのぼり掲揚

# 福祉事務所の業務概要

近年、急速な少子・高齢化の進展の中で、社会福祉を取り巻く状況は大きく変化し、福祉に対するニーズは増大かつ複雑・多様化している。宮古福祉事務所は、このような福祉ニーズに対応していくため、管内の状況を的確に把握し、関係市村及び関係機関・団体との連携を密にしながら、きめ細かな住民福祉サービスの充実に努めている。

業務内容は、1 生活保護、2 介護保険、3 障害者福祉、4 母子及び父子並びに寡婦福祉、5 児童福祉、6 地域福祉、7 配偶者暴力相談支援、8 生活困窮者自立支援に係る業務である。

## 1 生活保護

国民の最低限度の生活を保障するとともに、その自立助長を目的とした生活保護法とともに、生活保護の適切な運営・実施を確保するため、(1)保護の適正実施の推進、(2)要援護世帯に対する指導援助の充実、(3)医療・介護扶助の適正運営の確保、(4)組織的な運営管理の推進等の基本方針に沿って業務を行う。

## 2 介護保険

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、市村、関係機関との連携に努め、(1)介護保険等事業計画の支援、(2)介護保険事業所の指定、実地指導を行う。

## 3 障害者福祉

障害者福祉の推進を図るため市村や関係機関・団体との連絡調整に努め、(1)障害者の自立に向けた社会参加のための各種イベントへの協力、(2)市村の地域自立支援協議会の支援、(3)障害者総合支援法の円滑かつ適正な運営確保を図るための管内市村指導及び障害福祉サービス事業者の実地指導、(4)特別障害者手当等支給を行う。

## 4 母子及び父子並びに寡婦福祉

母子及び父子並びに寡婦に対し、生活の安定と質の向上のため、母子父子寡婦福祉資金貸付事業により経済的自立及び生活意欲の助長を図る。また、市村、関係機関、福祉団体等との連携により実態把握に努める。(1)母子父子福祉協力員設置、(2)母子父子寡婦福祉資金の貸付、(3)貸付金償還の促進等の業務により母子及び父子並びに寡婦福祉の向上を図る。

## 5 児童福祉

児童福祉法に基づき、(1)管内児童の実態把握、(2)児童福祉施策の推進・支援、(3)児童福祉週間や諸行事を通した児童福祉理念の周知、(4)市村立保育所及び多良間村保育行政に対する指導監査の業務により児童福祉の向上を図る。

## 6 地域福祉

社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会をはじめとする、関係機関・福祉団体等と連携をとり、地域福祉の向上を図る。

## 7 配偶者暴力相談支援

DV 防止法に基づき、配偶者から暴力を受けた者の相談を受け被害者の尊厳を守りながら自立支援と解決策を提供する。

## 8 生活困窮者自立支援

県及び自立相談支援機関をはじめとする関係機関と連携し、支援計画の検証、住宅確保給付金の支給等、生活困窮者の自立の促進を図る。

## 宮古福祉事務所に関する月間・週間事業

令和6年度

行事名	期間	内容	対象者・参加者
発達障害啓発週間 世界自閉症啓発デー (4. 2)	4. 2～ 4. 8	・ポスターの掲示	一般住民
児童福祉週間	5. 5～ 5. 11	・こいのぼり掲揚式 (4/25) ・児童福祉週間ポスターの掲示	保育所 一般住民
民生委員・児童委員の日 活動強化週間	5. 12～ 5. 18	・所内への周知	所内職員 一般住民
・らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日 ・ハンセン病に関する正しい知識を普及する月間	6. 22 6月	・パネル展の実施 (6/13～6/20) ・パンフレット、リーフレットの配布	一般住民
里親を求める運動	10. 1～ 10. 31	・ポスターの掲示 ・パンフレット、リーフレットの配布	一般住民
女性に対する暴力をなくす運動	11. 12～ 11. 25	・ポスターの掲示 ・ポケットカードの配布	一般住民 相談業務関係者
児童虐待防止推進月間	11. 1～ 11. 30	・ポスターの掲示 ・パンフレット、リーフレットの配布	一般住民
障害者週間	12. 3～ 12. 9	・ポスターの掲示 ・パンフレット、リーフレットの配布	一般住民

# 1 生活保護

生活保護法は、昭和 25 年 5 月に日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき制定、施行され、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、さらに積極的にそれらの人々の自立助長を図ることを目的としている。

平成 17 年 10 月 1 日の宮古島市誕生（平良市と管内 4 町村＜城辺町、伊良部町、下地町、上野村＞との合併）に伴い、当所が所管するのは多良間村だけとなった。

多良間村について、昭和 25 年に 3,800 人を数えた人口は以後急激に減少し、平成 19 年には 1,400 人を割り込んだ後も穏やかに減少を続け、令和 3 年には 1,100 人を下回った。生活保護の状況については、平成 18 年度までは、世帯数、人員ともに大きな変動はなく、保護率 10% 前後で推移してきたが、平成 19 年以降増加。令和 5 年度には児童のいる世帯の保護開始等、保護動向に変化が見られた。また、令和 6 年度は廃止件数（5 件）が開始件数（2 件）を上回り、そのうち「働きによる収入の増加」廃止が 2 件であった。

今後も高齢による死亡廃止等がある一方で、高齢による就労困難、預貯金の減少等での申請により、世帯数、人員ともに微増、微減を繰り返すものと予想される。

## （1）生活保護の状況

表1 人口、被保護世帯、被保護人員、保護率（※1）の推移（年度平均）

		令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年※2
沖縄県	人口	1,483,778	1,484,325	1,484,240	1,483,962	1,478,500
	被保護世帯	30,716	30,947	31,573	32,174	32,519
	被保護人員	38,251	38,806	39,177	39,744	39,816
	保護率	25.78	26.14	26.40	26.78	26.93
宮古島市	人口	55,512	55,372	55,460	55,588	55,520
	被保護世帯	782	805	835	853	820
	被保護人員	958	983	1,023	1,049	996
	保護率	17.26	17.75	18.45	18.87	17.94
多良間村	人口	1,104	1,091	1,087	1,061	1,035
	被保護世帯	15	13	14	15	14
	被保護人員	19	16	19	24	21
	保護率	17.74	14.51	17.02	22.87	20.71

※ 1 保護率単位：%（%は 1,000 人に対する割合）

※ 2 当年度における沖縄県全体の数値については、生活保護速報に基づく統計が年度平均で取られていないため、令和 7 年 3 月末時点の数値を記す。

表2 宮古福祉事務所管内（多良間村）年度別、生活保護の種類別、被保護世帯及び人員の年次推移

（年度平均）

扶助種類 年度別	生活扶助		住宅扶助		教育扶助		医療扶助		出産扶助		介護扶助		葬祭扶助		生業扶助	
	世帯	人員														
令和 2 年度	13	17	6	8	0	0	11	13	0	0	3	3	0	0	1	1
令和 3 年度	11	14	6	8	0	0	10	11	0	0	1	1	0	0	0	0
令和 4 年度	13	18	7	9	0	0	10	12	0	0	1	1	0	0	0	0
令和 5 年度	14	23	8	14	1	3	10	13	0	0	1	1	0	0	0	0
令和 6 年度	12	18	8	12	1	4	8	9	0	0	1	1	0	0	0	0

表3 市村別、世帯類型別、世帯数の状況 (令和6年度平均) (単位:世帯)

区分 市村別	総数	高齢者世帯		母子世帯		障害者世帯		傷病者世帯		その他世帯		
		構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	
宮古島市	820	100.0	577	70.4	19	2.3	70	8.5	70	8.5	84	10.2
多良間村	14	100.0	8	57.1	1	7.1	2	14.3	1	7.1	2	14.3
計	834	100.0	585	70.1	20	2.4	72	8.6	71	8.5	86	10.3

高齢者世帯が高い割合を占めている。

表4 市村別、労働力類型別世帯数の状況 (令和6年度平均) (単位:世帯)

区分 市村別	総数	稼働世帯					非稼働世帯	
		総数	世帯主が働いている世帯					
			常用	日雇	内職	その他		
宮古島市	819	90	43	15	16	7	9	729
多良間村	12	1	0	0	0	1	0	11

※四捨五入の関係で、表3の総数と表4の総数が一致しないことがある。

表5 宮古福祉事務所管内(多良間村)生活保護申請・開始・廃止世帯数及び人員の年次推移

年度区分	保護申請世帯数	開始		廃止		その他の
		世帯数	人員	世帯数	人員	
令和2年度	4	3	4	8	9	
令和3年度	3	2	2	2	2	
令和4年度	6	5	8	4	4	
令和5年度	5	4	11	4	7	
令和6年度	3	2	2	5	12	

表6 宮古福祉事務所管内(多良間村)生活保護の開始理由別、世帯数の年次推移 (単位:世帯)

年齢区分	総数	疾病によるもの		疾病によらないもの						その他の	転入					
		世帯主	世帯員	働いて死んだ者	働いて別れた離れた者のいのち	働きによる収入の減少・喪失				要介護状態	社会保障給付金の減少・喪失	減少仕送りの喪失	預貯金等の減少・喪失			
						定年・失業	老齢によるもの	事業倒産振	その他							
令和2年度	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	
令和3年度	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1
令和4年度	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0
令和5年度	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0
令和6年度	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0

表6については、世帯主の疾病による収入の減・支出の増、預貯金等の減少・喪失が主な開始理由となっている。

表7 宮古福祉事務所管内（多良間村）生活保護の廃止理由別、世帯数の年次推移 (単位:世帯)

表7については、各年度、死亡及び転出が主な廃止理由となっている。

表8 宮古福祉事務所管内（多良間村）年度別医療扶助人員の推移（年度平均）（単位：人）

項目 年度	被保護 人員	入 院				入 院 外				医療扶 助人員	医療扶 助率 (%)
		結核	精神	その他	計	結核	精神	その他	計		
令和2年度	19	0	0	0	0	0	0	12	12	11	57.89
令和3年度	16	0	0	1	1	0	0	10	10	12	75.00
令和4年度	19	0	0	1	1	0	0	11	11	12	63.16
令和5年度	24	0	0	1	1	0	0	11	11	13	54.17
令和6年度	21	0	0	1	1	0	0	8	8	9	42.86

※四捨五入の関係で、入院計及び入院外計の合計と医療扶助人員数が一致しないことがある。

表9 富吉福祉事務所管内（多良間村） 診療報酬確定状況 (単位:円)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
入院	14	7,178,970	16	4,522,725	6	3,078,277	13	5,204,985	11	6,019,443
入院外	167	3,857,846	127	2,091,782	157	2,380,350	146	3,323,504	145	3,294,308
歯科	38	436,040	19	265,760	27	614,520	26	802,420	15	171,150
調剤	13	899,552	5	15,132	34	3,570,230	17	140,130	20	89,960
訪問	0	0	0	0	0	0	1	135,190	0	0
計	232	12,372,408	167	6,895,399	224	9,643,377	203	9,606,229	191	9,574,861
月平均	19	1,031,034	14	574,617	19	803,615	17	800,519	16	797,905

表10 富吉福祉事務所管内（多良間村）年度別生活保護費支出状況（単位：円）

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実 数	生活扶助	7,964,195	6,310,357	7,908,098	9,592,781	8,037,667
	住宅扶助	1,286,760	1,057,493	1,331,449	1,596,870	1,412,000
	教育扶助	0	0	0	124,800	211,285
	介護扶助	101,914	6,722	45,476	203,506	664
	医療扶助	143,320	120,000	353,495	488,514	280,334
	出産扶助	0	0	0	0	0
	生業扶助	84,960	0	0	0	0
	葬祭扶助	0	0	0	346,350	0
	保護費総額	9,581,149	7,494,572	9,638,518	12,352,821	9,941,950

※医療扶助費用については、表9：診療報酬確定額を除いた金額である。

## 2 介護保険

令和6年10月1日現在、宮古地域の高齢化率（65歳以上人口が総人口に占める割合）は約28.2%と沖縄県全体約23.8%に比べて高くなっている。また、高齢者単身世帯も多い。高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保って生活できるよう、当所は、宮古島市や多良間村と連携・協力しながら介護保険法及び老人福祉法に基づいて事業を実施している。

### （1）介護保険の利用者

平成12年度から始まった介護保険制度は、40歳以上の被保険者が保険料を支払い、介護が必要と認定された場合、その程度に応じて介護サービスを利用できる。

宮古地域では、第1号被保険者（65歳以上の被保険者）のうち、約16.5%が要介護・要支援認定を受けている。認定を受けた人の約78.4%がサービスを利用している。

第1号被保険者の総数、認定者数及び受給者数

令和6年度末現在

	宮古島市			多良間村			宮古地域合計		
	総数	65～74	75歳以上	総数	65～74	75歳以上	総数	65～74	75歳以上
第1号被保険者数（人）	15,679	8,658	7,021	354	184	170	16,033	8,842	7,191
認定者数（人）	2,600	397	2,203	46	2	44	2,646	399	2,247
認定者数／被保険者数（%）	16.6	4.6	31.4	13.0	1.1	25.9	16.5	4.5	31.2
受給者数（人）	2,047	273	1,774	28	2	26	2,075	275	1,800
受給者数／認定者数（%）	78.7%	68.8%	80.5%	60.9%	100.0%	59.1%	78.4%	68.9%	80.1%

出典：宮古島市及び多良間村まとめ

表2 認定者（第1号被保険者、第2号被保険者）の要介護度・要支援度の分布

令和6年度末現在

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
宮古島市	232	291	360	514	452	546	256	2,651
多良間村	4	5	11	9	6	7	4	46
沖縄県	5,961	9,366	10,946	10,575	10,212	12,214	6,032	65,306

出典：厚生労働省 介護保険事業状況報告令和7年3月分（暫定）

### （2）業務管理体制整備について

平成21年5月の介護保険法の一部改正に伴って、介護保険事業者は法令遵守責任者の選任等を行い、業務管理体制（法令遵守体制）を整備しなければならない。当所は、業務管理体制の確認検査を、令和6年度には管内18法人に対して行った。

### (3) 介護サービス事業者

当所では、介護保険法第24条に基づいて介護サービス事業者に対する運営指導を行っている。令和6年度は24事業所（40サービス）に対して運営指導を行った。また事業所に対して、研修開催や第三者による評価を通して、常にサービスの質の向上を図るよう指導している。特に高齢者虐待について、介護従事者の理解を深め、発見、防止に努めるよう指導している。

表3 新規指定及び指定更新等の実施状況（宮古福祉事務所申請受付分）

令和6年度末現在

	新規指定	指定更新	運営指導
訪問介護	0	7	10
通所介護	0	2	6
訪問看護	0	1	3
福祉用具貸与	0	0	4
特定福祉用具販売	0	0	4
通所リハビリテーション	0	0	1
介護予防訪問看護	0	1	3
介護予防福祉用具貸与	0	0	4
介護予防特定福祉用具販売	0	0	4
介護予防通所リハビリテーション	0	0	1
合 計	0	11	40

表4 宮古地域の地区別介護保険事業所等（県指定分）

令和6年度末現在

	平良	城辺	下地	上野	伊良部	多良間	合計
訪問介護	31	2	0	1	4	0	38
訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
訪問看護	9	1	1	0	1	0	12
訪問リハビリテーション	2	0	1	0	1	0	4
通所介護	13	1	4	0	3	1	22
通所リハビリテーション	3	0	1	0	1	0	5
福祉用具貸与	5	0	1	0	1	0	7
特定福祉用具販売	5	0	1	0	1	0	7
居宅療養管理指導	15	0	1	2	1	0	19
短期入所生活介護	2	0	1	0	1	0	4
短期入所療養介護	1	0	1	0	0	0	2
特定施設入居者生活介護	4	0	0	0	0	0	4

介護老人福祉施設	3	0	1	0	1	0	5
	平良	城辺	下地	上野	伊良 部	多良 間	合計
介護老人保健施設	1	0	1	0	0	0	2
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	8	1	1	0	1	0	1 1
介護予防訪問リハビリテーシ ョン	2	0	1	0	1	0	4
介護予防通所リハビリテーシ ョン	3	0	1	0	1	0	5
介護予防福祉用具貸与	5	0	1	0	1	0	7
介護予防特定福祉用具販売	5	0	1	0	1	0	7
介護予防居宅療養管理指導	1 5	0	1	2	1	0	1 9
介護予防短期入所生活介護	2	0	1	0	1	0	4
介護予防短期入所療養介護	1	0	1	0	0	0	2
介護予防特定施設入居者生活 介護	3	0	0	0	0	0	3
合 計	138	5	2 2	5	2 2	1	193

### 3 障害者福祉

平成 18 年度に障害者自立支援法の施行により、サービス体系が整理され、事務の実施主体が市町村に一元化された。平成 25 年 4 月 1 日より、障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法が施行され、障害者の範囲に難病等が加わり一定の障害(身体障害、知的障害、精神障害、一部難病)を持つ人全てが障害福祉サービス等の対象になった。

#### (1) 自立支援給付に係る指導

##### ア 支給事務の実地指導(市、村)

市村の自立支援給付支給事務(各障害福祉サービス等)が円滑及び適正に実施されるよう、実地指導を 2 年に 1 回以上実施する。指導は、対象となる市村の指導指針に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からヒアリング方式で行う。

##### イ 事業所の実施指導

障害福祉サービス事業者等に対し、基準条例等に定めるサービス内容及び自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項について周知徹底するとともに、改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指導を行う。

#### (2) 身体障害者福祉

身体障害者福祉法における「身体障害者」とは、身体障害者手帳の交付を受けた 18 歳以上の者(18 歳未満は身体障害児)とされている。

##### ア 身体障害者(児)の実態

表 1 身体障害者手帳保持者数の年度別推移

(単位:人)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
宮古島市	2,247	2,291	2,263	※2,237	2,182
多良間村	58	53	50	43	43
宮古全域	2,305	2,344	2,313	2,280	2,225

※令和 6 年度発行宮古福祉事務所概要の宮古島市における身体障害者手帳保持者数は、2,899 件と掲載しましたが、実際は、2,237 件であったため、正しい数値に修正しております。原因: 令和 5 年度は宮古島市のシステム改修の影響により、1 人が上肢 1 級、下肢 1 級など同じ肢体不自由の障害で、同じ等級・複数の障害がある場合においても 2 件としてカウントされていたため。

表 2 身体障害者手帳の障害別交付状況

令和 6 年度(単位:人)

障害別 市村別	視覚	聴覚平衡	音声・言語・咀嚼	肢体	内部	総数
宮古島市	136	335	48	1,063	600	2,182
多良間村	2	6	1	15	19	43
宮古全域	138	341	49	1,078	619	2,225

※内部障害は、心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害の合計である。

表 3 身体障害者(児)手帳の等級別交付状況

令和 6 年度(単位:人)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	総数
視覚	41	42	8	14	24	9	138
聴覚	14	66	28	137	0	96	341
音声・言語・咀嚼	0	0	38	11	0	0	49
肢体	150	314	277	216	59	62	1,078
内部	380	5	80	154	0	0	619
総数	585	427	431	532	83	167	2,225

表4 身体障害者手帳の年代別交付状況

令和6年度(単位:人)

障害別 市村別	視覚	聴覚平 衡	音声・言 語・咀嚼	肢体	内部	総数
65歳以上	96	258	23	709	473	1,559
60~64	14	10	6	98	41	169
50~59	12	43	13	121	45	234
40~49	7	6	3	70	29	115
30~39	7	5	0	30	18	60
20~29	2	9	0	17	5	33
18~19	0	0	0	3	1	4
18歳未満	0	10	4	30	7	51
総 数	138	341	49	1,078	619	2,225

イ 障害福祉サービス等利用状況 (知的障害者(児)含む)

表5 障害福祉サービス等利用状況

令和6年度(単位:人)

サービス種類	宮古島市		多良間村		総数
	島内	島外	島内	島外	
居宅介護	271	0	0	0	271
重度訪問介護	6	0	0	0	6
同行援護	20	0	0	0	20
行動援護	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0
療養介護	0	11	0	0	11
生活介護	166	15	0	0	181
短期入所	20	0	0	0	20
施設入所支援	103	15	0	0	118
共同生活援助	74	21	0	5	100
自立生活援助	0	0	0	0	0
自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	0	1	0	0	1
就労移行支援	2	0	0	0	2
就労継続支援(A型)	79	3	0	0	82
就労継続支援(B型)	333	14	0	4	351
就労定着支援	0	0	0	0	0
地域移行支援	0	2	0	0	2
地域定着支援	0	0	0	0	0
計画相談支援	168	7	0	7	182
児童発達支援	94	0	0	2	96
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	153	0	0	0	153
保育所等訪問支援	16	0	0	0	16
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0
福祉型障害児入所施設	0	0	0	0	0
医療型障害児入所施設	0	0	0	0	0
障害児相談支援	215	0	0	0	215
総 数	1720	89	0	18	1827

### (3) 知的障害者福祉

知的障害者(児)とは、知的機能障害が発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある者とされており、社会的・経済的にも弱い立場にある。これら知的障害者(児)の福祉向上を図るため、療育手帳の交付等の施策が講じられている。

表6 宮古地区の療育手帳保持者及び新規交付の年度別推移

年度	手帳保持者(児)数	新規交付件数
令和2年度	518	22
令和3年度	533	22
令和4年度	565	14
令和5年度	564	19
令和6年度	577	21

表7 宮古地区における療育手帳交付状況

令和6年度(単位:人)

区分 地区村名	知的障害児					知的障害者					交付総数				
	A1	A2	B1	B2	計	A1	A2	B1	B2	計	A1	A2	B1	B2	計
宮古島市	10	16	27	51	104	60	123	153	134	470	70	139	180	185	574
多良間村	0	1	0	2	3	0	0	0	0	0	0	1	0	2	3
合計	10	17	27	53	107	60	123	153	134	470	70	140	180	187	577

※障害の程度: 最重度「A1」、重度「A2」、中度「B1」及び軽度「B2」に区分する。

### (4) 特別障害者手当等の支給

特別障害者手当等は在宅で生活している重度障害者に対し、経済的、精神的負担の軽減の一助として支給する援護措置である。

#### ア 対象者

##### (ア) 特別障害者手当

精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者。

##### (イ) 障害児福祉手当

精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者。

##### (ウ) 経過的福祉手当

昭和61年3月31日現在において20歳以上であり、従来の福祉手当の受給資格者のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ、障害基礎年金も支給されない者。(現在は新規認定は行っていない)

#### イ 手当額(月額)

##### 令和6年度

(ア) 特別障害者手当	28,840円
(イ) 障害児福祉手当	15,690円
(ウ) 経過的福祉手当	15,690円

表 8 特別障害者手当等の支給状況

令和 6 年度実績

区分 地区村名	特別障害者手当		障害児福祉手当		福祉手当(経過措置)	
	実人員	金額(円)	実人員	金額(円)	実人員	金額(円)
宮古島市	111	35,123,860	31	5,324,910	0	0
多良間村	0	0	2	374,680	0	0
合計	111	35,123,860	33	5,699,590	0	0

#### (5) 心身障害者扶養共済制度

障害のある者を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡、重度障害）のことがあった時、障害のある者に終身一定の年金を支給する共済制度で、本県は昭和 48 年から実施されている。なお、令和 6 年度の管内（多良間村）において、本制度の加入者はいない。

#### (6) 障害者の相談支援体制整備

障害者総合支援法により、障害者のニーズを的確に把握し、そのニーズに応えるために相談支援体制の構築を協議、検討する場として、都道府県及び市町村において、地域自立支援協議会を設置することになっている。

県においては、圏域における自立支援連絡会議を設置し、地域の自立支援協議会の設置を支援することにより、県全体の相談支援体制の構築を図るとともに、市町村の相談支援体制と連携していく。

宮古圏域障害者自立支援連絡会議では、圏域内市村及び障害福祉サービス事業所等の関係機関が構成員となり、互いに連携・協議しながら圏域内の障害福祉推進における課題の解決に取り組む。

#### 令和 6 年度開催状況

- ・宮古島市地域自立支援協議会（2回）※平成 19 年 12 月設置
- ・多良間村地域自立支援協議会（0回）※平成 20 年 2 月設置
- ・宮古圏域障害者自立支援連絡会議（1回）

圏域でまとめられた課題について、沖縄県障害者自立支援協議会において討議される。

※令和 5 年度まで宮古圏域アドバイザーを務められていた方が退任し、専任のアドバイザーが不在となった影響もあり、宮古圏域内の地域自立支援協議会開催状況は例年より減少した。

## 4 母子及び父子並びに寡婦福祉

近年の厳しい経済状況の中、ひとり親家庭は、生計を維持するための十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多い。

当所では、母子・父子自立支援員による相談事業や、自立支援教育訓練給付金事業による就業支援、母子父子寡婦福祉資金貸付事業により経済的自立の助成と生活意欲の助長を図っている。また、市村、関係機関、福祉団体と連携をとりながら、ひとり親家庭の福祉の向上に努めている。

### (1) ひとり親世帯の状況

令和6年度末における宮古全域の総世帯数 31,010 世帯のうちひとり親世帯数は 805 世帯で、総世帯数に占めるひとり親世帯の割合は 2.6% となっている。

ひとり親世帯になった原因別では、離婚が 682 世帯 (84.7%) と最も多く、次いで未婚の母が 95 世帯 (11.8%)、死別が 5 世帯 (0.6%)、障害及び疾病が 3 世帯 (0.3%) の順となっている。

また、母子・父子世帯 805 世帯のうち 17 世帯 (2.1%) が、生活保護を受給している。

表 1 ひとり親世帯の状況

各年度末現在

区分 年度	総 世帯数 A	ひとり親 世帯数 B	比率 B/A	死別 C	比率 C/B	生別 D	比率 D/B	生別の原因				
								離婚	遺棄	未婚 の母	障害及 び疾病	その他
令和2年度	28,682	865	3.0%	8	0.9%	855	98.8%	705	0	109	6	37
令和3年度	29,061	828	2.8%	5	0.6%	823	99.4%	703	0	97	3	20
令和4年度	29,884	813	2.7%	4	0.5%	809	99.5%	700	0	92	3	14
令和5年度	30,587	817	2.7%	6	0.7%	811	99.3%	693	0	101	3	14
令和6年度	31,010	805	2.6%	5	0.6%	800	99.4%	682	0	95	3	20

表 2 地区別ひとり親世帯の状況

令和6年度末現在

区分 地区別	総 世帯数 A	ひとり親 世帯数 B	比率 B/A	死別 C	比率 C/B	生別 D	比率 D/B	生別の原因				
								離婚	遺棄	未婚 の母	障害及 び疾病	その他
宮古島市	30,471	792	2.6%	5	0.6%	787	99.4%	672	0	92	3	20
多良間村	539	13	2.4%	0	0.0%	13	100.0%	10	0	3	0	0
計	31,010	805	2.6%	5	0.6%	800	99.4%	682	0	95	3	20

表 3 地区別ひとり親世帯の生活保護受給状況

令和6年度末現在

	宮古島市	多良間村	計
ひとり親世帯数	792	13	805
母子世帯数	726	11	737
生活保護受給世帯	14	0	14
父子世帯数	66	2	68
生活保護受給世帯	3	0	3
保護率	2.1%	0.0%	2.1%

## (2) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

### ア 母子福祉資金の貸付

母子福祉資金とは、配偶者のない女子で現に20歳未満の児童を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するために貸し付ける資金である。

表4 母子福祉資金年度別貸付状況

(単位：千円)

年度別 資金別	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件数	金額								
事業開始資金										
事業継続資金										
修学資金	7	5,212	5	2,427	8	4,278	9	5,265	9	4,288
技能習得資金										
修業資金										
就職支度資金										
医療介護資金										
生活資金										
住宅資金										
転宅資金	1	200					1	93		
就学支度資金	1	100	1	370	5	1,480	5	2,117	6	2,070
結婚資金										
計	9	5,512	6	2,797	13	5,758	15	7,475	15	6,358

### イ 父子福祉資金の貸付

父子福祉資金とは、配偶者のない男子で現に20歳未満の児童を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するために貸し付ける資金である。

平成26年10月1日から父子福祉資金の貸付が開始された。

表5 父子福祉資金年度別貸付状況

(単位：千円)

年度別 資金別	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金										
事業継続資金										
修学資金	1	540	1	420	2	956	1	116	1	231
技能習得資金										
修業資金										
就職支度資金										
医療介護資金										
生活資金										
住宅資金										
転宅資金										
就学支度資金	1	280			1	120				
結婚資金										
計	2	820	1	420	3	1,076	1	116	1	231

## ウ 寡婦福祉資金の貸付

寡婦福祉資金とは、配偶者のない女子であり、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者、又はその者が扶養する20歳以上の子、その他これに準ずる者の経済的自立を支援するための資金である。

表 6 寡婦福祉資金年度別貸付状況

(単位：千円)

年度別 資金別	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件数	金額								
事業開始資金										
事業継続資金										
修学資金										
技能習得資金										
修業資金										
就職支度資金					実績なし					
医療介護資金										
生活資金										
住宅資金										
転宅資金										
就学支度資金										
結婚資金										
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## エ 貸付金の償還状況

母子寡婦福祉資金の償還状況は、償還率が4割前後で推移している。償還金が貸付金の原資となるため、本資金の円滑な運営を図るためにも償還推進が重要な課題となっており、督励月間を設け滞納者への償還指導を行っている。

表 7 年度別償還状況

(単位：円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
母子 福 祉 資 金	調定額	8,368,335	7,839,205	7,645,959	7,468,222	8,142,704
	収入済額	3,139,536	2,895,589	2,826,776	2,849,302	3,722,647
	償還率	37.5%	36.9%	37.0%	38.2%	45.7%
	未収入額	5,228,799	4,943,616	4,819,183	4,618,920	4,420,057
寡婦 福 祉 資 金	調定額	779,773	779,988	593,868	664,362	499,824
	収入済額	683,653	779,988	593,868	664,362	499,824
	償還率	87.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	未収入額	96,120	0	0	0	0
父子 福 祉 資 金	調定額	0	0	0	64,200	120,000
	収入済額				64,200	120,000
	償還率				100.0%	100.0%
	未収入額				0	0
合 計	調定額	9,148,108	8,619,193	8,239,827	8,196,784	8,762,528
	収入済額	3,823,189	3,675,577	3,420,644	3,577,864	4,342,471
	償還率	41.8%	42.6%	41.5%	43.6%	49.6%
	未収入額	5,324,919	4,943,616	4,819,183	4,618,920	4,420,057

## 才 母子・父子福祉協力員

母子・父子福祉協力員は、母子父子寡婦福祉資金の円滑適正な償還を図るため、母子家庭等に対し、償還計画及び支払いについて訪問指導を行うとともに、担当区域内の母子家庭等の把握に努め、その福祉の増進を図ることを職務とする。

母子・父子福祉協力員は、沖縄県母子・父子福祉協力員規程に基づき知事が委嘱し、当所には1名配置されている。

表8 母子・父子福祉協力員活動状況

令和6年度

勤務日数（日）	活動件数（件）
48	145

## （3）相談支援事業

母子・父子自立支援員は、ひとり親家庭や寡婦からの相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導、職業能力の向上、求職活動に関する支援を行うこと等を職務としている。

当所には、母子・父子自立支援員が1名設置されている。

表9 相談・指導状況

令和6年度（単位：件）

区分	生 活 一 般						児 童					生 活 援 護						そ の 他				合 計			
	住 宅	医 療	家 庭 紛 争	就 労	結 婚	そ の 他	養 育	教 育	非 行	就 職	そ の 他	母 子 福 祉 資 金	寡 婦 福 祉 資 金	父 子 福 祉 資 金	公 的 年 金	児 童 扶 養 手 当	生 活 保 護	税	そ の 他	売 店 設 置	た ば こ 販 売	母 子 世 帯 向 公 営 住 宅	母 子 福 祉 施 設 の 利 用	母 子 生 活 支 援 施 設	
件 数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	374	0	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	403

## （4）沖縄県自立支援教育訓練給付金事業

本事業は、母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援することで、自立の促進を図ることを目的としている。

当所では、多良間村に住所を置く母子家庭の母又は父子家庭の父からの相談及び申請を受け付けている。なお、支給対象者は次の各号の要件の全てを満たす者とする。

### ア 対象者

- ・児童扶養手当の支給を受けているか、または同等の所得水準にあること。
- ・当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要と認められること。
- ・過去に本制度の支給を受けたことがないこと。
- ・受講しようとする講座を理由に高等職業訓練促進貸付金の貸付を受けていないこと。

### イ 対象となる講座

雇用保険法による「一般教育訓練給付金」「特定一般教育訓練給付金」「専門実践教育訓練給付金」の各指定教育訓練講座のうち、資格取得を要件とする講座

5 兒童福祉

児童福祉法は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならないとし、また、すべての児童は等しく生活を保障され、愛護されなければならないことを理念としている。さらに、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うものとしている。

平成12年5月には児童虐待の防止等に関する法律が制定され、児童の心身の成長、人格の形成を保護する施策の推進が求められている。

これらの児童に関する問題に対処するため、当所では、相談等の強化、家族への支援、地域社会の環境整備、地域住民に対する連帶意識の高揚等に努めている。

### (1) 児童の健全育成

## ア 家庭児童相談室

家庭は児童育成の基盤であり、児童の人格形成にとって大切な生活の場である。しかし、近年の社会変化、経済的な変動による家庭養育機能の低下等に伴い、子どもの養育への支援を必要とする世帯が増加している。このため、人間関係の健全化及び児童養育の適正化、家庭児童福祉の向上を図るため家庭児童相談室を設置し、満18歳未満の児童問題についての相談を受け、その指導、援助に努めている。

表1 福祉事務所における市町村別・受付経路別処理件数

種別	発見	児童委員からの通知	市町村別・支付往路別・件数										計
			児童相談所からの通知	保健所からの通知	警察関係からの通告	都市（その他都道府県）	市町村（指定都市除く）	から通告	学校から相談	家庭・親戚から相談	本人から相談	その他から通告等	
市村別			児童相談所からの通知 （法第二条第一項によるもの）	児童相談所からの委嘱 （法第十二条第四号によるもの）	保健所からの通知	警察関係からの通告	都市（その他都道府県）	市町村（指定都市除く）	から通告	学校から相談	家庭・親戚から相談	本人から相談	その他から通告等
宮古島市	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3
多良間村	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
計	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4

表2 福祉事務所における市町村別・内訳処理件数

表3 家庭児童相談室における年度別相談件数（延件数）各年度末現在

種別 年度	習性 慣格 等・ 生活	知能 ・ 言語	学校 生活 等	非 行	家庭 関係	環 境 福 祉	障 害	その 他	計
令和2年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0

#### イ 助産施設

助産施設とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させ、必要な助産を受けさせるための児童福祉施設である。

平成16年度より、県立病院分は市の入所措置決定の場合でも、助産費用の支弁は県が行うこととなった。

表4 助産施設設置状況

令和6年度末現在

施設名	設置主体	種別	ベッド数	所 在 地
宮古病院	県	第一種	2	宮古島市平良字下里427-1

表5 市村別助産施設入所措置件数

各年度末現在

	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
宮古島市	5	4	11	5	3
多良間村	0	0	1	0	1
計	5	4	12	5	4

#### (2) 児童福祉行政（入所事務・公立保育所）指導監査

指導監査は、知事が保育行政の実施機関における保育所の保育所運営費負担金等についての事務処理状況及び保育所の運営について、関係法令等に照らし適正に実施されているかどうかを個別に明らかにし、必要な助言・勧告又は是正の措置を講ずること等により、保育行政の適正かつ円滑なる実施を確保しようとするものである。

令和6年度の児童福祉行政指導監査実施施設は次のとおりである。

入所事務・・・多良間村役場

公立保育所・・・宮古島市（東保育所、佐良浜保育所、西城保育所、上野こども園、下地こども園、伊良部こども園）

多良間村（多良間保育所）

表6 保育所設置状況

令和6年度末現在

	公立保育所		法人保育所		認可外保育施設		計	
	設置数	児童数（定員）	設置数	児童数（定員）	設置数	児童数	設置数	児童数
宮古島市	6	357( 570 )	35	1756(2067)	15	144	56	2,257
多良間村	1	13( 45 )					1	13
計	7	370(615)	35	1756(2067)	15	144	57	2,270

## 6 地域福祉

### (1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、民生委員法及び児童福祉法に基づき地域福祉を増進することを目的として、市町村の区域におかれている民間奉仕者として厚生労働大臣から委嘱されるもので、任期は3年となっている。その職務は、地域住民の生活状況を把握し、要保護者の相談に応じその自立更生を援助するとともに、各行政機関の業務に協力することである。

ア 宮古管内(宮古島市・多良間村)民生委員・児童委員の活動状況 令和6年度

表1 内容別相談・支援件数

相談内容	支援件数	構成比(%)
在宅福祉	91	1%
介護保険	82	1%
健康・保健医療	612	10%
子育て・母子保健	612	10%
子どもの地域生活	660	11%
子どもの教育・学校生活	650	11%
生活費	78	1%
年金・保険	63	1%
仕事	88	1%
家族関係	214	4%
住居	55	1%
生活環境	248	4%
日常的な支援	1,476	24%
その他	1,170	19%
計	6,099	100%

表2 分野別相談・支援件数

相談内容	支援件数	構成比(%)
高齢者に関すること	2,762	45%
障害者に関すること	506	8%
子どもに関すること	1,924	32%
その他	906	15%
計	6,098	100%

表3 その他の活動件数

活動内容	活動件数	構成比(%)
調査・実態把握	557	5%
行事・事業・会議への参加協力	1,726	16%
地域福祉活動・自主活動	6,481	58%
民児協運営・研修	1,995	18%
証明事務	276	2%
要保護児童の発見の通告・仲介	79	1%
総数	11,114	100%

表4 活動等の総合計件数

活動内容	回数・日数
訪問回数	9,116回
連絡調整回数	6,641回
活動日数	13,849日

※四捨五入の関係で構成比が100%にならないことがある。

イ 宮古管内民生委員・児童委員協議会会長・副会長名簿

令和6年度末現在

民児協名	役職名	氏名	電話番号	担当地区名
平良第一民児協	会長	上地 榮作	72-3193	漲水・北西里・根間・下屋・仲屋・旭・高阿良・東川根・仲保屋・保里・荷川取・宮原・高野・添道・下崎・成川・福山・西原・大浦・大神・島尻・狩俣・池間・前里
	副会長	仲宗根啓子		
	〃	大川 艶子		
平良第二民児協	会長	下地 榮子	72-3193	南西里・神屋・大三俵・上角・前比屋・出口・大原・馬場・腰原・羽立・東・栄・富名腰・久貝・松原・七原・地盛・山中・野原越・細竹・盛加
	副会長	添石 久子		
	〃	上地 啓美		
城辺民児協	会長	砂川美枝子	77-7930	保良・吉野・新城・七又・皆福・福東・福中・福西・福北・福南・西東・仲原・加治道・比嘉・長北・長南・長中・西西・吉田・上区・西中・下南・砂川・友利
	副会長	西里 政江		
	〃	伊良部正喜		
伊良部民児協	会長	長嶺吉和	78-5973	伊良部・仲地・国仲・長浜・佐和田・池間添・前里添
	副会長	佐和田涼子		
	〃	宮国三代子		
下地・上野民児協	会長	砂川明有	76-2270	来間・川満・洲鎌・与那霸・上地・高千穂・入江・嘉手苅・宮国・名加山・大嶺・上野・野原・高田・豊原・新里・千代田
	副会長	川満美沙枝		
	〃	小碌博信		
多良間村民児協	会長	照屋健市	79-2679	大木・吉川・大道・嶺間・仲筋
	副会長			

ウ 宮古管内民生委員・児童委員配置状況

令和6年度末現在

	定数	現員	男性	女性
平良第一民児協	32 (2)	25 (2)	7 (2)	18 (0)
平良第二民児協	35 (2)	32 (2)	4 (0)	28 (2)
城辺民児協	24 (2)	23 (2)	10 (2)	13 (0)
伊良部民児協	21 (2)	19 (2)	3 (0)	16 (2)
下地・上野民児協	18 (2)	14 (2)	3 (0)	11 (2)
多良間村民児協	5 (2)	4 (2)	3 (1)	1 (1)
合計	135 (12)	117 (12)	30 (5)	87 (7)

※ ( ) は、主任児童委員の人数である。

## (2) 社会福祉協議会

社会福祉協議会とは、社会福祉事業法に基づき、都道府県、各市町村に設置されている機関である。福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、又は、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的として設置されている。

### ア 宮古管内社会福祉協議会

名称	住所	電話
宮古島市社会福祉協議会	宮古島市城辺字西里添788-3	0980-77-8661
宮古島市社会福祉協議会平良支所	宮古島市平良字下里442	0980-72-3193
宮古島市社会福祉協議会城辺支所	宮古島市城辺字西里添788-3	0980-77-7930
宮古島市社会福祉協議会下地支所	宮古島市下地字上地628-7	0980-76-2270
宮古島市社会福祉協議会上野支所	宮古島市上野字新里420-2	0980-76-2540
宮古島市社会福祉協議会伊良部支所	宮古島市伊良部字前里添1101	0980-78-5973
多良間村社会福祉協議会	多良間村字仲筋160	0980-79-2679

## (3) ハンセン病対策

ハンセン病は感染力も弱く、現代の医学では完治する病気であるが、国の患者隔離政策により長期に渡り強制的に収容されたため、「ハンセン病国賠訴訟熊本判決」後においても未だ偏見や差別が根強く残っている。

ハンセン病に対する偏見・差別を解消し、ハンセン病患者・元患者の名誉回復を図るため、国民に対してハンセン病問題に対する正しい知識の啓発普及に努めている。

### ア 宮古島内での主な普及啓発活動

普及啓発内容	実施主体	実施日
「ハンセン病に関する正しい知識を普及する月間」パネル展	宮古福祉事務所・宮古島市(共催) 資料提供：公益財団法人沖縄県ゆうな協会、国立療養所宮古南静園、宮古南静園入園者自治会、ハンセン病と人権市民ネットワーク宮古、ゆうな相談センター宮古	6月

### イ 宮古南静園退所者連絡会議の設置

県では、平成14年より退所者の社会生活の支援を図るため相談窓口を設置している。しかしながら、相談者にとっては相談を行うための環境が不十分で、利用しやすい窓口とは言えず、形骸化しているのが現状である。

そこで、平成21年度に関係機関等が集まり、現在の相談窓口の問題点等を挙げ、退所者が利用しやすい相談窓口にするための意見交換を行い、平成22年度以降定期的な連絡会議を開催することとなった。

#### 連絡会議の構成員

①宮古南静園	自治会 退所者の会 福祉室	③みやこ・あんなの会 ④宮古島市健康増進課 ⑤沖縄県宮古福祉事務所 ⑥その他、連絡会議が必要と認める者
--------	---------------------	--

### ウ 相談窓口

#### 県内のハンセン病相談窓口

機関名称	電話番号
公益財団法人 沖縄県ゆうな協会	098-832-9528
ゆうな相談センター宮古	080-9853-4577
国立療養所 沖縄愛楽園	0980-52-8331
国立療養所 宮古南静園	0980-72-5321
沖縄県保健医療介護部地域保健課	098-866-2215
北部福祉事務所（地域福祉班）	0980-52-0051
中部福祉事務所（生活保護第1班）	098-938-9709
南部福祉事務所（地域福祉班）	098-889-6364
宮古福祉事務所（福祉班）	0980-72-3771
八重山福祉事務所（福祉班）	0980-82-2330

#### 県外のハンセン病相談窓口

機関名称/電話番号
厚生労働省 健康局難病対策課 03-5253-1111(内2369)

## 7 配偶者暴力相談支援

県では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下、DV 防止法)に基づき、平成 14 年度に女性相談所が配偶者暴力相談支援センターとして位置づけられ、平成 18 年度に北部福祉保健所、八重山福祉保健所及び宮古福祉保健所、平成 23 年度に中部福祉保健所及び南部福祉保健所にその機能が付与された。※現在の福祉事務所

### (1) 配偶者暴力相談支援センターの業務内容

当所では、DV 防止法第 3 条第 3 項に基づき、次の業務を行っている。

ア 被害者に関する各般の問題についての相談

イ 被害者及びその同伴する家族の一時保護等に関する諸手続

ウ 被害者が自立して生活することを促進するための各制度の利用についての情報提供、助言、関係機関への連絡等

エ 保護命令制度の利用についての情報提供、助言、関係機関への連絡等

オ 被害者を居住させて保護する施設の利用についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整等

### (2) 相談状況

表 1 主訴別受付状況

区分 年度	人間関係													住居問題	移住先なし	経済関係			医療関係			不純異性行為	売春強要	暴力団関係・ヒモ	5 条違反	合計				
	夫等		子ども		親族		交際相手		家庭不和		男女関係		その他			生活困窮	サラ金・借金	求職	その他	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他							
	夫等の暴力	薬物の中毒・酒乱	離婚問題	その他	子どもの暴力	養育不能	親の暴力	その他の者の暴力	交際相手からの暴力	暴同性の交際相手からの暴力	その他	他の暴力	男女関係	その他	生活困窮	サラ金・借金	求職	その他	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他								
R2	89	0	4	49	0	0	1	0	0	0	1	0	8	4	0	1	1	15	0	8	0	0	0	1	0	0	0	0	182	
R3	168	0	9	29	0	0	4	0	0	0	24	0	2	0	0	0	5	8	0	14	0	0	0	0	39	0	0	0	0	302
R4	107	0	2	17	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	4	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	134	
R5	222	0	7	3	0	0	0	34	0	1	8	0	1	8	1	1	9	5	0	7	0	1	0	0	2	0	0	0	0	310
R6	193	3	2	1	23	0	0	4	0	0	7	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	237	

表 2 経路別受付状況

区分	本人自身	警察関係	法務関係	他府県の女性相談支援員	他の女性相談支援員	福祉事務所	他の相談機関			社会福祉施設	医療機関		教育関係	労働関係	縁故者・知人等	その他	合計
							児童相談所	民生委員	その他		保健所	医療施設					
R2年度	172	1	1	0	2	0	0	0	2	0	0	0	2	0	1	0	181
	(94)	(1)	(1)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(102)
R3年度	294	4	1	0	3	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	307
	(197)	(4)	(1)	(0)	(3)	(0)	(0)	(0)	(4)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(210)
R4年度	74	20	8	1	5	0	2	0	8	0	3	2	1	0	6	4	134
	(66)	(18)	(8)	(1)	(5)	(0)	(2)	(0)	(6)	(0)	(3)	(2)	(1)	(0)	(6)	(0)	(118)
R5年度	175	31	14	0	36	10	3	0	30	0	3	1	1	0	1	5	310
	(129)	(22)	(13)	(0)	(27)	(2)	(0)	(0)	(20)	(0)	(2)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(216)
R6年度	89	17	26	0	58	0	3	0	19	0	0	2	5	0	1	17	237
	(87)	(15)	(26)	(0)	(57)	(0)	(3)	(0)	(19)	(0)	(0)	(2)	(5)	(0)	(1)	(17)	(232)

上段は相談件数。カッコ内は、全相談のうち内容がDVに関する相談であるものの件数

## 8 生活困窮者自立支援

生活保護に至るおそれがある者（以下、「生活困窮者」という）を対象に包括的な支援を行う、生活困窮者自立支援法が平成27年4月1日から施行された。県では、必須の2事業（自立相談支援事業、住宅確保付金）及び任意事業を5事業（就労準備支援事業、居住支援事業、家計改善支援事業、就労訓練事業、生活困窮世帯の子どもの学習支援事業）を実施している。

### （1）自立相談支援事業

自立相談支援事業とは次に掲げる事業をいう。

- ア 就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業
  - イ 生活困窮者に対し、法第16条第3項に規定する認定就労訓練事業の利用についてのあっせんを行う事業
  - ウ 生活困窮者に対し、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画の作成等の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が包括的かつ計画的に行われるための援助を行う事業
- をいう（法第3条第2項）。

### （2）住居確保給付金

生活困窮者のうち離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給する給付金をいう（法第3条第3項）。

厚生労働省令で定める事由は、事業を行う個人が当該事業を廃止した場合又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会の減少である（則第3条）。

### （3）就労準備支援事業

雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業をいう（法第3条第4項）。

本事業においては、一般就労に従事する準備として基礎能力の形成を目的として、生活リズムを整える、他者と適切なコミュニケーションを図ることが出来るようにするなどといった日常生活自立・社会生活自立に関する支援から、就労体験の利用の機会の提供等を行いつつ一般就労に向けた技法や知識の習得等を促すといった就労自立に関する支援までを計画的かつ一貫して提供する。

### （4）居住支援事業（シェルター事業）

一定の住居を持たない生活困窮者に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、宿泊場所の供与、食事の提供その他当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう（法第3条第6項第1号）。

厚生労働省令で定める便宜は、衣類その他日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供である（則第8条）。

実施形態については、①借上方式、②施設方式が考えられ、借上方式は、旅館やホテル、アパート等を借り上げて実施するものであり、施設方式は、専用の施設である、自立支援センター等を設置して、一時生活支援事業と自立相談支援事業を一体的に実施するもの等である。

なお、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することが出来る民間団体に、その全部又は一部を委託することが可能である。

#### **(5) 家計改善支援事業**

生活困窮者に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業をいう（法第3条第5項）。

家計管理に関する支援（家計表やキャッシュフロー表等の活用や出納管理の支援を行い、家計収支の均衡を図る）、滞納（家賃、税金、公共料金など）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支援（多重債務者相談窓口と連携等）、貸付のあっせんを家計支援計画（家計再生プラン）に基づき総合的に実施する。

#### **(6) 就労訓練事業**

就労訓練事業は、社会福祉法人、消費生活協同組合、労働者組合、NPO法人、株式会社等が自主事業として実施する事業であり、一般就労に就く上で、まずは柔軟な働き方をする必要がある者を受け入れ、その状況に応じ、適切な配慮の下、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、生活支援並びに健康管理の指導等を実施するものである。

就労訓練事業における就労の形態には、雇用契約を締結せずに訓練として就労を体験する段階（以下「非雇用型」という。）と雇用契約を締結した上で支援付きの就労を行う段階（以下「雇用型」という。）がある。非雇用型、雇用型のどちらで就労訓練事業の利用を開始するかについては、自立相談支援機関が事業者や利用者の意向等を踏まえつつ判断し、福祉事務所設置自治体が最終的に決定する。

#### **(7) 子どもの学習・生活支援事業**

子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行う事業。